

平成20年12月 第99回

大野・勝山地区広域行政事務組合議会 定例会 会議録（第1日）

平成20年12月22日（月）

午前10時 開議

1. 議 事 日 程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第16号から議案第18号まで及び認定第1号（4件）
（一括上程、提案理由の説明）

2. 出 席 議 員（10名）

1番	倉田源右エ門 君	2番	松村 治門 君
3番	北川 晶子 君	4番	北山 謙治 君
5番	廣田與三次郎 君	6番	谷口 治衛 君
7番	宮澤 秀樹 君	8番	高岡 和行 君
9番		10番	松井 治男 君
11番	畑中 章男 君		

3. 説明のため出席した者

管 理 者	山岸 正裕 君	副管理者	岡田 高大 君
参 事	松山 保雄 君	参 事	石倉 善一 君
愛護センター 所長	山 範男 君	会計管理者	杼木 實 君

秘書政策局長 山本 一郎 君

市長公室長 高木 和昭 君

事務局長 山田 誠一 君

事務局次長 北島 一巳 君

4. 書 記

書記長 鳥山 昌久

書記次長 荻安 和幸

書 記 椿山 浩章

5. 議事

(午前10時5分 開議)

○ 議長 (畑中章男君)

これより、平成20年12月第99回大野・勝山地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元にお配りしたとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第73条の規定により、議長において、

5番 廣田與三次郎君、

6番 谷口治衛君

の両名を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、先刻、議会運営委員会において協議の結果、本日から24日までの3日間とすることで意見の一致を見ておりますので、そのようにいたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (畑中章男君)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から24日までの3日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第16号「平成20年度大野・勝山地区広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)」、議案第17号「平成20年度大野・勝山地区広域行政事務組合ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)」、議案第18号「大野・勝山地区広域行

政事務組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について」、認定第1号「平成19年度大野・勝山地区広域行政事務組合一般会計及びふるさと市町村圏振興事業特別会計、歳入歳出決算の認定について」以上、4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者、山岸君。

(管理者 山岸正裕君 登壇)

○ 管理者 (山岸正裕君)

おはようございます。

開会に当たりまして、初めにおわびを申し上げます。

このたび、本組合の職員が不祥事を起こしました。このような事態はあってはならないこととあります。大変遺憾に存じ上げ、また、このような不祥事がもう絶対に起きないように、指導、監督を強めてまいります。

改めて、おわびを申し上げます。

それでは、第99回大野・勝山地区広域行政事務組合議会定例会の開会に当たり、当広域行政事務組合の主要な事業の取り組み状況について申し上げ、あわせて提案いたしました各議案の概要をご説明申し上げます。

さて、アメリカのサブプライム・ローン問題に端を発した世界規模の金融破綻は日本の実体経済にも深刻な影響を及ぼし始めており、派遣社員の契約打ち切りや正社員の解雇、新卒者の採用内定取り消しなど、雇用問題が深刻化してきております。

当組合におきましても、金属市況の暴落により再資源化物売却への影響が生じており、今後とも情報収集に努め、的確な対応に努めてまいりたいと考えております。

それでは、当広域行政事務組合の主な事業の取り組み状況につきまして、その概要をご報告申し上げます。

初めに、一般廃棄物処理施設管理運営事業

について申し上げます。

ごみの中間処理施設「ビュークリーンおくえつ」におきましては、引き続き順調に稼働しており、年末のごみの搬入につきましては、昨年より1日延長し、12月30日まで受け入れを行うこととしております。

さて、ガス化溶融施設の運転委託契約である3年間で今年度末に終了するに当たり、2市の関係職員も含む施設運営委員会において、近年、全国的に導入が進む「長期包括委託」も視野に入れた今後の管理運営のあり方について検討いたしましたところ、当該委員会から、「長期包括委託でコスト削減を見込めるものの、委託料の算定のためには、この3年間にメーカーが瑕疵担保として無償で負担した点検整備費や補修費の実績データを得る必要がある。」などの中間報告がありました。

そこで、拙速な導入を避けるとともに、委員会にはエコバレーを含めた施設全体についての検討を求めた上で、最終的な判断をしたいと考えております。

このための検討、移行期間として2年間は必要と考えており、当面ガス化炉の委託は1年ごとの契約にいたしたいと存じます。

次に、金属関係の再資源化物売却の状況について申し上げます。

「ビュークリーンおくえつ」で排出される破砕鉄やアルミ等の再資源化物につきましては、これまで年度の前期と後期の6カ月間ごとに入札を行い、売却先を決定してまいりましたが、金属市況の暴落により、組合からの引取価格と転売価格に大きな逆ざやが生じたため、企業努力だけではその赤字を負担できないと認め、12月1日付をもって、売買契約を協議の上、解約いたしました。

12月以降の今年度分については、分別・処理によりストックヤードが満杯になるごとに入札を実施することとし、来年度以降につい

ても、市況等を踏まえた弾力的な対応を考えていきたいと思っております。

次に最終処分場「エコバレー」の維持管理について、浸出水処理施設の安全運転と浸出水の削減に対する取り組みについて申し上げます。

浸出水処理施設につきましては、引き続き放流水の自主基準を遵守した適正な運転を続けております。

また、埋立地内の監視用マンホール設置工事と浸出水集水ピットの防水・防食塗装工事がこのほど完成し、エコバレーに対する安全・安心が確保されたものと考えております。

更に、埋立地内に春先の雪解け水の大量貯留を防ぐため、雪ダムを設置するなどの対策を行いました。

今後も降雪状況に細心の注意を払いながら、冬期間の維持管理に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、介護保険認定審査会及び障害者介護給付市町村審査会運営事業について申し上げます。

要介護認定は、平成21年4月からの新たな仕組みに向けて準備が進められておりますが、当組合でもこの見直しを検証するため、19件の事例を新制度によるモデル事業として試行したところであります。

今後、国から新たな要介護認定ソフトの提供が予定されており、当組合におきましても、円滑に新制度へ移行するため、要介護認定支援システムの改修や審査会委員の研修等を実施してまいります。

なお、本年度11月末現在の介護認定審査会の審査状況は、81回の審査会を開催し、2,300人余の認定を行っております。

また、障害者介護給付市町村審査会の審査状況は、11月末現在において8回の審査会を開催し、68人の障害区分の判定及び9人の支

給決定の更新に関する審査を行っております。

今後とも、審査会の円滑な運営と事務の効率化を図りながら、適正な認定事務に努めてまいります。

次に、青少年健全育成事業について申し上げます。

奥越青少年愛護センターにおきましては、11月の「全国青少年健全育成強調月間」に合わせ、「愛の一声運動」として街頭巡回などの活動を展開いたしました。

今年度11月末現在における状況は、延べ約1,400人の補導員による約750人への声かけとなっており、青少年の喫煙や深夜徘徊などの早期発見、非行防止に尽力されておられます関係各位に感謝を申し上げる次第であります。

また、当センターでは、地域貢献団体のご協賛をいただき、社会福祉や環境美化など社会貢献活動に熱心に取り組んでいる児童・生徒やその団体を「善行青少年」として2月に表彰を行う予定であります。

こうした顕彰事業により、多くの青少年が地域社会に関心を持ち、みずから参加・行動していくことを期待したいと存じます。

今後とも地域や関係機関等と緊密に連携を図りながら、青少年の健全育成と非行防止のための各種取り組みを積極的に進めてまいります。

次に、広域観光推進事業について申し上げます。

中京圏の熟年層をターゲットに、新たなモニターツアー事業「大人の旅企画こころの旅路」を10月26日、27日の一泊二日で福井新聞社との共催により実施いたしました。

残念ながら、ツアー参加者は定員を下回りましたが、一方で、参加者から「心温まる旅行だった」、「真心のこもった企画だった」との評価をいただいております。アンケートで示された奥越の観光資源に対する評価、地域の

認知度アップや誘客のあり方を次回以降のモニターツアー事業に反映させてまいりたいと考えております。

また、奥越前の魅力発信として、10月、11月の観光シーズンに特産品プレゼントキャンペーンを実施いたしましたところ、ご協力いただいた旅館等に趣旨が浸透したこともあり、昨年度の約3倍となる23都府県、152名の応募がありました。

この他にも、当組合が事務局を持つ九頭竜テラル高原推進協議会では、現在、圏域内の各スキー場共通のリフト券「プレミアムパスポート」のプレゼントキャンペーンを展開しており、テレビスポットを中心に各種メディアを活用して、スキー誘客の拡大に努めております。

また、郡上市との交流事業である今年度の「なれずし・漬物味自慢大会」は、来月22日の郡上市白鳥町における開催に向け、現在出品者を募集しているところであります。

今後とも、事業の費用対効果を念頭に置き、奥越前地域の魅力発信と観光誘客の促進に努めてまいりたいと考えております。

それでは、今定例会に提出の各議案の概要について、ご説明申し上げます。

まず、予算議案につきましては、一般会計予算及びふるさと市町村圏振興事業特別会計予算について、補正予算案を提出していますが、一般会計では6,207万4,000円、特別会計では81万8,000円の追加補正のご審議をお願いするものであります。

他2議案は、地方自治法の規定により、「長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」を制定するもの、並びに平成19年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定議案であります。

これらの議案について、後ほど事務局長から、その詳細を説明させていただきますので、よろしくご審

議のうえ妥当なご決議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○ 議長（畑中章男君）

事務局長、山田君。

（事務局長 山田誠一君 登壇）

○ 事務局長（山田誠一君）

それでは、議案第16号から議案第18号までの議案3件、並びに認定第1号について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、

議案第16号 平成20年度大野・勝山地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）

についてであります。今回の補正の主な内容は、要介護認定制度の改正に伴う関係経費の補正、並びに平成19年度の決算に伴う繰越金等を大野市・勝山市の両市へ返還するため、補正をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正ですが、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,207万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,778万2,000円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」にて説明を申し上げます。

第2条の債務負担行為ですが、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額につきましては、「第2表、債務負担行為」にて、後ほど説明をいたします。

それでは1ページをお開きください。

歳入からご説明いたします。

1款、分担金及び負担金971万円の増額は、要介護認定支援システムの改修等に要する経費を民生費負担金として両市にお願いするものであります。

5款、繰入金81万8,000円の増額は、ふるさと市町村圏振興事業特別会計からの繰入金であります。

6款、繰越金5,154万6,000円の増額は、平成19年度の決算に伴う繰越金であります。

次に歳出ですが、

2款、総務費5,236万4,000円の増額は、平成19年度の決算に伴う繰越金を返還金として両市へ返還するものであります。

3款、民生費971万円の増額は、要介護認定制度の改正に伴い、要介護認定支援システムの改修や審査会委員の研修等に要する経費であります。

2ページをお願いします。

第2表、債務負担行為ですが、平成21年度においても引き続き、各施設の運転管理等を円滑に行えるように、「ごみ処理施設の運転管理業務の委託」を1年間1億4,931万円で、同じく最終処分場の「浸出水処理施設の運営管理業務の委託」を1年間1,200万円で債務負担行為をお願いするものであります。

次に、

議案第17号 平成20年度大野・勝山地区広域行政事務組合ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）

について、説明をいたします。

本特別会計の補正も、平成19年度の決算に伴い、補正をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正ですが、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ645万1,000円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」にて説明申し上げます。

1ページをお開きください。

歳入から説明いたします。

3 款、繰越金81万8,000円の増額は、前年度繰越金であります。

次に、歳出ですが、

1 款、総務費81万8,000円の増額は、一般会計への繰出金であります。

次に、

議案第18号 大勝・勝山地区広域行政事務組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について

説明いたします。

電気、ガス、水の供給など役務の提供を受ける契約や不動産を借りる契約のように、契約期間が複数年度にわたる契約については、従来から、長期の継続契約を締結することができましたが、先の地方自治法並びに同法施行令の改正により、これらの契約以外についても、条例で長期継続契約の範囲を拡大することができるようになり、大野市、勝山市ともに既に当該条例が制定されていますので、当組合においても同様に長期継続契約を締結することができる契約の種類並びに期間を定めるため、本条例を制定するものでございます。

次に、

認定第1号 平成19年度大野・勝山地区広域行政事務組合一般会計及びふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について

説明をいたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度大野・勝山地区広域行政事務組合一般会計及びふるさと市町村圏振興事業特別会計の歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付して、議会の認定に付するものでございます。

なお、主要な施策の成果に関する説明書も添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

また決算書の内訳については、別途説明の機会を与えられていますので、ここでは、平成19年度大野・勝山地区広域行政事務組合歳入歳出決算書の総括表で説明させていただきます。

それでは、決算書の1ページをお開きください。

まず、一般会計ですが、予算現額は7億7,289万円、歳入決算額は7億9,995万8,661円、歳出決算額は7億4,841万2,078円で、差引残額は5,154万6,583円となりました。

次に、ふるさと市町村圏振興事業特別会計ですが、予算現額は723万3,000円、歳入決算額は775万8,178円、歳出決算額は693万9,288円で、差引残額は81万8,890円となっています。

両会計とも形式収支及びに実質収支は、黒字となっています。

以上で議案第16号から議案第18号まで、並びに認定第1号について、説明を申し上げます。

○ 議長（畑中章男君）

以上で、本日の日程が全部終了いたしました。

議案に対する質疑並びに一般質問は、24日に行います。

質問通告は、本日の午後5時までをお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時27分 散会)